

新型コロナウイルス感染症に係る新規・拡充事業一覧(文化観光産業部)

資料2

令和2年11月30日時点

| 分類 | 項番 | 事業名 ※[]がないものは産業振興課所管 | 概要 | 補助対象者 | 補助内容 | 実施期間 | 実績件数 |
|------|----|-------------------------------------|--|--|---|--|------------------------------------|
| 融資 | 1 | 商工業緊急資金(特例) | 新型コロナ感染症の流行により事業活動に影響を受ける区内中小企業者を支援するための制度融資 | 区内中小企業者、及び個人事業主 | ・最大500万円まで ・貸付期間5年(据置6箇月) ・金利、信用保証料負担なし | 令和2年3月18日から令和3年3月31日まで (当初は9月30日までだったが延長した) | あっせん件数:3,221件 貸付金額:10,665,064千円 |
| 家賃 | 2 | 新宿区店舗等家賃減額助成【店舗等家賃減額助成担当】 | 賃貸人が賃借人の事業が継続できるよう家賃を減額した場合に、減額した家賃の一部を助成 | 小規模企業者、及び個人事業主 | ・補助率1/2 ・1物件・1か月当たり5万円上限 ・1か月当たり5物件上限 ・令和2年4月分～令和3年3月分(全12月) | <申請期間> 令和2年5月7日から令和3年3月15日まで | 申請:793件 決定:710件 |
| 中小企業 | 3 | 新宿区専門家活用支援事業 | 区内中小企業・個人事業主が、今後に向けた販促計画をはじめとする事業再興に向けた事業計画の策定や各種補助金・給付金等の申請にあたって専門家の支援を受けた際にかかる費用を補助 | 区内中小企業者、及び個人事業主 | ・補助率10/10 ・10万円まで (補助金等の申請にあたって専門家の支援を受けた場合の費用は1件あたり24,000円まで) | <対象期間> 令和2年7月1日から令和3年3月31日まで (当初は12月31日までだったが延長) <申請期間> 令和2年7月1日から令和3年3月31日まで (当初は1月31日までだったが延長) | 81件 |
| | 4 | 中小企業展示会等出展支援※拡充 | 新型コロナ感染症の影響を受けている中小企業者に対して、売上拡大・販路拡大を支援するため、展示会(オンライン開催を含む)・見本市等へ出展する際にかかる費用を補助 | 区内中小企業者 | ・補助率2/3 ・国内15万→30万(拡充) ・海外20万→40万円(拡充) | 令和2年7月1日から令和3年3月31日まで | 29件 (うち、オンライン1件) |
| 店舗 | 5 | おもてなし店舗支援事業補助金※拡充(感染症拡大防止対策・業態転換事業) | 区内店舗での感染症拡大防止対策を実施したり、新たに業態転換し宅配・テイクアウト等を始める場合、経費の一部を助成 | 区内で小売・飲食・サービス業の店舗を営む中小企業者及び個人事業主 | ・補助率10/10 ・5万円まで | <対象期間> 令和2年4月7日から令和2年3月31日まで (当初は12月31日までだったが延長) <申請期間> 令和2年7月1日から令和3年3月31日まで (当初は12月31日までだったが延長) | 414件 |
| 商店会 | 6 | 東京都政策課題対応商店街事業上乗せ補助事業 | 100店舗以上の商店会が東京都政策課題対応型商店街事業(新型コロナ対策型)を活用し、新型コロナ感染拡大防止に繋がる3密状態の回避への取組を行った場合、区が上乗せ補助 | 加盟店舗数が100以上の区内商店会、商店街振興組合(隣接した商店会で合わせて100店舗以上になる場合も対象) | ・補助率:1/10(都:9/10) ・33万円まで(都300万 都区合わせて333万円) | <対象期間> 令和2年4月24日から令和2年9月30日まで <申請期間> 令和2年7月1日から令和2年8月31日まで | 7件 |
| | 7 | 小規模商店会新型コロナウイルス感染症拡大防止支援事業 | 100店舗未満の商店会がソーシャルディスタンスの確保等、商店会の3密(密閉・密集・密接)状態の回避等につながる取組を行った際にかかる費用を補助 | 加盟店舗数100店舗未満の小規模商店会 | ・補助率10/10 ・50万円まで | <対象期間> 令和2年4月7日から令和3年3月31日まで (当初は8月31日までだったが延長) <申請期間> 令和2年7月1日から令和3年3月15日まで (当初は9月30日までだったが延長) | 21件 |
| | 8 | 東京都感染拡大防止ガイドライン対応型商店街特別支援事業上乗せ補助事業 | 商店会が東京都政策課題対応型商店街事業(東京都感染拡大防止ガイドライン対応型商店街特別支援事業)を活用し、感染拡大防止ガイドライン等に基づく取組を実施する場合、上乗せ補助 | 区内商店会 | ・補助率:1/10(都:9/10) ・5万円まで(都50万 都区合わせて55万円) | <対象期間> 令和2年9月1日から令和3年2月15日まで (当初は12月31日までだったが延長した) <申請期間> 令和2年9月18日から令和3年2月26日まで | 5件 |
| | 9 | 商店会共同販促支援事業 | 商店会が新たな取組として、会員店の売上拡大に繋がる、デリバリー事業の実施や共同での販売促進事業の実施等、売上拡大に繋がる継続的な取組を行った際にかかる費用の補助 | 区内商店会 | ・補助率10/10 ・100万円まで | <対象期間> 令和2年4月7日から令和3年3月31日まで <申請期間> 令和2年8月1日から令和3年3月15日まで (当初は12月31日までだったが延長) | 4件 (13商店会申請準備中) |
| 文化芸術 | 10 | 新宿区文化芸術復興支援事業【文化観光課】 | 休業要請等の対象となり、収入を絶たれる等の影響を受けた区内のライブハウスや劇場等の文化芸術施設が行う映像配信の新たな取組に助成することで、文化芸術施設を支援するとともに、在宅でも文化芸術を楽しめる機会を提供する。 | 劇場、ライブハウス等の区内文化芸術施設の設置者 | 1施設につき上限50万円(補助率9/10) | <申請期間> 令和2年7月6日から令和2年12月31日まで (当初は9月30日までだったが延長した) <対象期間> 令和2年4月7日から令和2年3月31日まで | 申請:52件 決定:48件 |